

(1)

大 蔵 省

極
秘

日韓請求権問題処理に関する外務省
新提案について

一、(従来での経緯)

請求権問題については大筋の合意をみているが、大平・金
往復書簡の主たる相違点の概要は次のとおりである。

(1) 無償供与債権 約 45,229 千ドル

日本側 (1) 3年間に償還 (年平均約 15 百万ドル)
(大平書簡)

(2) 無償供与との差引きを認める (この結果

最初の3年間の無償供与額は約 15 百万

ドルとなり、その後7年間は 30 百万ドル)

(3) この間(34年)有償供与の繰上げを考
慮する

韓国側 (1) 104年間に均等 (年約 5 百万ドル)
(金書簡)

(2) 無償供与との差引き (この結果無償供

与の年平均額は104年を通じ約 5 百万

ドルとなる)

(2) 有償経済協力 8 億ドル

(2)

大 蔵 省

日本側
(大平書簡)

償還条件

7年据置後13年(計20年)
償還

韓国側
(金書簡)

償還条件

7年据置後20年(計27年)
償還

二、(外務省の新提案)

外務省新提案は形式的に複雑な形となっているが、

実質的には上記一における日韓間の相異について

(1) C/A 焦付債権については韓国側の主張を容れ

(2) 有債供子の償還期限は日本側の案によろうとする
ものである。

このような案で韓国側と交渉したいとする理由として

(1) 鞍山肥料工場延払問題との関連で請求権問題
(経済協力)のみでも完全な了解に達しておきたい

こと、

(2) 漁業問題等についても多少の動きがみられること、
をあげている。

三、(大蔵省意見)

(1) 日韓問題はあくまで諸懸案の一括解決が

政府の大方針である限り、漁業問題が殆んど進展をみない現在、金額等大綱において合意をみている請求権問題の多少の相違点を速急につめる必要は認められない。

(2) 有債経済協力の償還条件は大平金会談において20年と合意されているときいており、これを韓国側に正式に認めさすに当り何らかの譲歩が必要であるとは考えられない。

(3) 無債供与の繰上げを新に提案するほか、さきの提案による有債供与の繰上げもそのまま生きている形となるので、最初の3年間の財政負担が増加する可能性がある。

(4) 蔚山肥料工場の問題は日韓国交正常化の観点よりみれば、極めて比重の低い争段の問題であり、このために更に重要な請求権問題を軽々に処理するのは本末転倒である。

()

大 蔵 省

(5) 本件については、大蔵省は反対であるが、何れにしても慎重に検討すべきであり、速急に結論を出す必要は認められない。

極秘

○三提案の内容比較

	無償供与	有償供与	オープン案			果阿協力
			償還条件	無償供与からの差引き	供与の繰上げ	
大平書簡	3億ドル 10年間に供与 (毎年30百万ドル ずつ)	2億ドル 10年間に供与 償還期限20年	O/A債権残高 45,729千ドル 3年間に償還	最初の3年間の無 償供与額から毎年 約15百万ドルずつ引 く方法による。 その結果最初の3年間の 無償供与額は、 毎年約15百万ドルずつ。	有償供与からの 繰上げによる。	韓国側の国内 対策に必要な 額は 1億ドル以上 と説明している とされる。
大平書簡 修正案	同上	償還期限27年	償還期限10年	毎年の無償供与額 からの差引き率引き いく方法による。EPS 1年につき約5百万ドルが つづく。 その結果無償供与額は 毎年約25百万ドルずつ。		1億ドル以上 と金額の最低 限をばらきり定 めること。
外務省新提案	同上	償還期限20年	大平書簡に同じ	大平書簡に同じ	①無償供与からの 繰上げ 3年間に毎年10百万ドル ずつ (供与額は25百万 ドルずつとする) ②O/A債権 無償債権 ×25百万ドル = 30百万 - 15百万 + 10百万	

- (注) 1. 外務省新提案は、O/A債権残高を3年間に償還、無償供与年10百万ドル(繰上げ)とし、その結果最初の3年間の無償供与額は実質約25百万ドルとなるが、3年間に先取りした分(約30百万ドル)をその後の供与額から減らす結果、1年目以降、年供与額は約25百万ドルとなるので、金額案の3億ドルからのO/A債権約50百万ドルを差引いた残り2億5千万ドルを10年間に毎年約25百万ドルずつ供与するという方法と、実質的には同じ結果となる。
2. 有償供与からの繰上げも主として、どういふ風に繰上げを実施するかは不明である。